

一般財団法人国際建設技能振興機構
令和6年度事業報告書

当機構は、我が国の建設分野において技術・技能・知識を習得・実践しようとする各国の人材の受入れ、育成等が適正に実施されるよう必要な支援等を行うことを目的とする団体である。

当機構は、令和元年度に、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材の就労を目的とした在留資格「特定技能」が創設され、その受入れが開始されて以来、建設分野の1号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するための業務を行う「適正就労監理機関」の役割を担ってきた。また令和6年度は、「建設分野外国人材の受入れに係る制度推進事業業務」を国から受託した。

当機構として、建設分野特定技能外国人の適切な受入れが行われ、国内の建設事業の円滑な実施に貢献するとともに、母国の経済発展と我が国の建設企業の海外進出を支える人材として育成されるよう、以下の取組みを進めた。

1. 建設分野外国人材の受入れに係る制度推進事業業務及び特定技能外国人の受入れに係る適正就労監理業務

(1) 特定技能所属機関（受入企業）に対する巡回指導等

特定技能外国人の受入企業に対する巡回指導については、特定技能外国人が就労を開始する状況等を踏まえながら、通常の巡回指導1,491件（前年度1,338件、以下カッコ内は前年度数値）を実施した。

また巡回訪問に先立ち、受入状況を早期に幅広く確認するため、受入状況確認3,125件（2,631件）を実施した。

① 巡回指導に際しては、受入責任者等からの聞き取り、賃金台帳等の確認、特定技能外国人との面談等を通じ、建設特定技能受入計画や労働関係法令の遵守状況等について確認し、特に、特定技能外国人の報酬に関しては、

- ・ 同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること
- ・ 安定的な月給制であること
- ・ 技能習熟に応じた昇給が図られること

が条件とされているので、これらを確認した。

また関係者の同席を求めずに特定技能外国人1,490名（1,360名）と母国語で面談し、就労・賃金の支払状況等について直接確認した。

- ② 巡回指導の結果、制度の理解が十分でない場合、適正な受入れに向け取り組みが必要な場合には指導・注意喚起・助言7, 573項目（5, 983項目）を実施し、速やかな改善を求めた。
- ③ 一回目の巡回指導の改善状況（受入計画、労働関係法令）等について確認し、「受入計画・法令等違反なし」「要対応事項を通知」「指導・助言書による再指導」「巡回訪問が必要」を判定し、巡回訪問が必要とされた二回目の巡回指導35件（0件）を実施した。
- ④ また、特定技能所属機関その他の認定受入計画の実施状況を重点的かつ定期的に確認する必要があると国土交通省が判断する重点監査企業に対して国委託監査3件（0件）を実施した。

（2）特定技能外国人に対する母国語相談の実施

- ① 中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語及び英語の5か国語で電話やメールによる相談を行う「FITS 母国語相談ホットライン」を開設した。外国人材の就労実態を踏まえ、日曜日を含め相談日を設定した。

言語	電話相談日・時間帯
中国語、ベトナム語	日、月、木（10時から18時）
インドネシア語、フィリピン語、英語	日、月、木（10時から18時）

令和5年10月から、外部通訳を活用しながらカンボジア語・ミャンマー語の母国語ホットラインを追加開設した。

カンボジア語	第一・第三金曜日（12時から18時）
ミャンマー語	第二・第四金曜日（12時から18時）

- ② ホットラインについては、7か国語による案内をホームページに掲載したほか、連絡先等を記載した「ホットラインカード」を作成・配布し、巡回指導の面談時にその保有状況を確認した。
- ③ ホットラインには1, 232件（1, 075件）（電話516件（406件）、メール716件（669件））の相談があった。特定技能1号への移行手続、雇用契約の内容（月給制、割増賃金、昇給、有給休暇等）、転職、特定技能2号に移行する条件等に関する質問・相談に対応した。

（3）建設分野特定技能外国人等への評価・表彰スキームの構築

技能やコミュニケーションの習得が顕著な特定技能外国人、その育成に尽力した企業等を表彰する新たな「外国人材とつくる建設未来賞」（国土交通大臣賞）について当機構は事務局として審査要領の検討、審査委員会の運営、表彰式の実施等を支援した。

(4) 建設分野外国人材の受入れ実態把握に関する調査

特定技能外国人等の賃金水準、育成状況等の受入実態を把握するための調査を受入企業に対して実施し、調査結果を取りまとめた。

(5) 建設分野の外国人材の受入れに係る制度周知

建設分野外国人材の受入れに関する動画作成等により、制度周知・グッドプラクティスの普及等を行った。

2. 研修・セミナー等事業

建設分野の特定技能外国人に対し、雇用契約書の内容や建設分野の保護の仕組み等を説明し理解を深めること等を内容とする受入れ後講習を、母国語により347回(295回)開催し、10,911名(8,453名)が受講した。

3. 関係者からの相談等への対応

巡回指導業務、母国語相談業務等に際し受入企業、特定技能外国人からの相談に対応したほか、受入関係者からの問合せに対し、受入制度、関係法令等の情報提供を行う等の対応を行った。

4. 広報・啓発の推進

「FITS 母国語ホットライン」の案内、外国人材とつくる建設未来賞の支援等について本機構のホームページに掲載し、関係者の適切な受入れや人材育成を促した。また、国土交通省等が参加するインドネシアの建設業務ワークショップにて講演し、現地政府・大学・高校関係者と意見交換し、建設分野の特定技能制度の広報に努めた。

5. その他関連する業務への取組み

巡回指導業務等を通じ受入れの現場におけるニーズの情報収集を行うとともに、大手建設会社の協力会や JAC 正会員団体会合等の場において FITS の取組みについて講演を行った。また育成就労制度の施行に向けて情報収集に努めた。

6. 業務運営体制の整備

巡回指導業務及び母国語相談業務に当たる指導相談員を確保するとともに、巡回指導マニュアルの作成や研修の実施等を通じ、指導相談員の資質の向上に努めた。

当機構の東京都千代田区の本部内に、巡回指導業務の運営体制と母国語相談業務の受付体制を整備した。

(令和6年度事業報告の附属明細書について)

令和6年年度事業報告の附属明細書については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。